

# 生徒指導について

兵庫県立三木高等学校

## 1 服装等

### (1) 制服

冬服、夏服、合服とも、学校指定のもの（「ネクタイ&スラックスタイプ」と「リボン&スカートタイプ」より選択）を着用する。始業式・終業式・卒業式・その他指定された日を除き、いずれかの制服を選択できる。通学靴については黒または茶のローファー、あるいは白を基調とした運動靴とする。

### (2) 靴下

白・黒・濃紺の無地のものを着用する。卒業式等の対外的な式典時には、色を指定する。（女子は冬服では黒または濃紺、夏服では白で、男子は冬服・夏服を通して白とする。）

### (3) 防寒具（セーター、マフラー、防寒用上着）

- ① 防寒具が使用出来るのは、冬服着用時とする。
- ② セーターは学校指定のものとする。（校内ではブレザーを脱いでセーターのみの服装も認める。）
- ③ 防寒用上衣は、清楚なコート・ウィンドブレーカー等で、華美なデザインや装飾がないものに限る。色は特に指定しない。また顧問が承認し、部活動で揃えた防寒衣も可とする。

### (4) 頭髪等

- ① 清楚・清潔であることを旨とし、特に技巧をこらさない。パーマ・カール・毛染め（脱色）・過度の長髪等については禁止する。
- ② ヘアピンは黒色で、飾りの付いていないものを使用する。ゴム紐を使用する場合は、黒など髪色になじみ目立たないものとする。
- ③ 指輪、ネックレス等の装飾品を身につけること、化粧をすることは禁止する。

### (5) 通学用靴

主となる靴は口が閉まるものとし、高級ブランド品やキャスター付きでないこと。自転車乗車の際は、リュックの場合は背負いを可とし、それ以外のカバンは、必ず後部荷台にくくりつけること。

## 2 登校から下校まで

(1) 朝8時20分までに校門を通過すること。

### (2) 下校時刻

- ① 夏季(3月1日～第2学期中間考査最終日前日)は、18:30（但し、7限授業の日は19:00）
- ② 冬季(第2学期中間考査最終日～2月末日)は、17:30（但し、7限授業の日は18:00）
- ③ 考査1週間前より終了時まで、特別な事情がない限り部活動は停止とする。

特別な事情があると認められた部は以下のように活動を許可する。

- ・考査1週間前より考査前日までは、17:30までの活動を許可する。
- ・考査初日より考査最終日前日までは、15:00までの活動を許可する。

(3) 登校してから下校するまで無断で校外に出てはならない。

- (4) 携帯電話は校内では電源を切り、鞆の中に入れておくこと。校内および校門付近での携帯電話の使用は禁止する。通学途上においては、保護者連絡等やむを得ない場合に限り使用を認めるが、その場合でも公共マナーを守り、周囲や往来の迷惑にならない適切な場所を選ぶこと。歩きながらや、自転車乗車中の使用は厳禁である。
- (5) 生徒証及び生徒手帳は常時携帯すること。
- (6) 食堂では、ルールに従いお互いが気持ちよく利用できるよう努めること。
- (7) 学校生活に不要なものは持ってこないこと。

### 3 自転車通学について

- (1) 学校まで自転車で乗り入れる者は、車両の点検をし、鑑札の発行を受けなければならない。  
(三木駅・大村駅の無料駐輪場から本校までの自転車利用は認められない)
- (2) 鑑札は後輪泥よけのよく見える位置に貼り付ける。
- (3) 標準型自転車のみ許可する。また、電動アシスト付き自転車も可とする。
- (4) 在学途中での自転車通学への切り替えや鑑札の再発行を希望する者は生徒指導部へ申し出ること。
- (5) 道路交通法や学校の指導に違反した場合、自転車を預かり自転車通学を一時停止することがある。
- (6) 自転車防犯登録をし、控えを保管しておくことが望ましい。
- (7) ヘルメットを着用することが望ましい。(道交法により努力義務化)
- (8) 本校では学校として自転車責任賠償保険に加入しているが、各自でさらに保険に加入することが望ましい。
- (9) 電動キックボードによる登下校は禁止する。

### 4 校外生活について

- (1) アルバイトについて
  - ① アルバイトは原則として禁止する。  
経済的理由が生じた場合は、審議を経て許可する場合があるので、必ず申し出ること。
  - ② 許可後も成績や学校生活を不良になった者は許可を取り消す。
  - ③ 3年生(3学期)については別途指示する。
- (2) 運転免許取得について
  - ① 単車・自動車の運転免許の取得は認めない。(4ない運動の順守)
  - ② 3年生(3学期)については別途指示する。

### 5 その他(保護者の方へ)

登下校時、車での送迎はご遠慮ください。

なお、特別な事情が生じ車での送迎が必要な場合は、7時50分までに学校内へ乗り入れてください(入構時には右ウインカーをお出してください)。くれぐれも周辺道路や施設・店舗での乗り降りはおやめください。

**校則は随時見直しを行っています。(令和6年5月1日)**